

CDS取引におけるコンプレッション制度の見直し等に係る
CDS清算業務に関する業務方法書等の一部改正について

I. 改正趣旨

当社は、2015年6月に導入したコンプレッション制度について、原取引の相手方の同意を不要とする等、利用者の利便性を向上すべく、CDS清算業務に関する業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. コンプレッション制度の見直し

(1) 既存のコンプレッション制度の見直し

- ・原取引の相手方の同意を得ることなくコンプレッションを行うことを可能とする。

(2) アドホック・コンプレッション制度の導入

- ・既存のコンプレッション制度に加え、清算約定の解約を随時可能とするアドホック・コンプレッション制度を導入する。これに伴い、任意解約制度は廃止する。

(3) クレジットイベント通知に係る取扱いの見直し

- ・ISDAクレジットデリバティブ定義集（2003年版）の適用を受ける清算約定について、クレジットイベント（リストラクチャリング）が決定された場合、一律にクレジットイベント通知を行う。

(4) 手数料

- ・アドホック・コンプレッション手数料を設定する。

2. その他

- ・その他所要の改正を行う。

（備 考）

・CDS清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第53条第2項等

・業務方法書第2条、第53条の2、CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第38条の2等

・業務方法書第83条第3項等

・CDS清算業務に係る手数料に関する規則第2条等

以 上

CDS清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. CDS清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2. CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	11
3. CDS清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	18
4. CDS清算業務に係る清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表	20

CDS清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及びISDAクレジットデリバティブ定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 「アドホック・コンプレッション」とは、第53条の2の規定に基づき、当社が定める方法により、清算約定をその終了日前に終了させることをいう。</u></p> <p><u>(1)の2 「委託当初証拠金」とは、受託清算参加者が、清算委託者の同意を得て、清算委託者から交付を受けた金銭又は有価証券を第61条第1項第2号に掲げる当該清算委託者の債務を担保する目的で自ら保管する場合における当該金銭又は有価証券をいう</u></p> <p><u>(1)の3 「委託取引口座」とは、第59条第2項に規定する委託取引口座をいう。</u></p> <p><u>(1)の4 「インデックスCDS取引」とは、CDS取引のうち、その当事者間の合意により、いずれかのiTraxx Japan（その種類、シリーズ及びバージョンを問わない。）が当該CDS取引に適用されるIndex（以下「インデックス」という。）として指定されたものであって、Markit Group Limitedが公表する当該インデックスに対応する参照組織の一覧表に掲載された複数の参照組織を対象とするものをいう。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 「期限前終了」とは、<u>コンプレッション及びアドホック・コンプレッション</u>以外の事由により清算約定がその終了日前に終了することを</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及びISDAクレジットデリバティブ定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 「委託当初証拠金」とは、受託清算参加者が、清算委託者の同意を得て、清算委託者から交付を受けた金銭又は有価証券を第61条第1項第2号に掲げる当該清算委託者の債務を担保する目的で自ら保管する場合における当該金銭又は有価証券をいう。</u></p> <p><u>(1)の2 「委託取引口座」とは、第59条第2項に規定する委託取引口座をいう。</u></p> <p><u>(1)の3 「インデックスCDS取引」とは、CDS取引のうち、その当事者間の合意により、いずれかのiTraxx Japan（その種類、シリーズ及びバージョンを問わない。）が当該CDS取引に適用されるIndex（以下「インデックス」という。）として指定されたものであって、Markit Group Limitedが公表する当該インデックスに対応する参照組織の一覧表に掲載された複数の参照組織を対象とするものをいう。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 「期限前終了」とは、<u>任意解約及び</u>コンプレッション以外の事由により清算約定がその終了日前に終了することをいう。</p>

いう。

(6) ~ (13) (略)

(13)の2 「コンプレッション」とは、第53条の規定に基づき、当社が定める方法により、清算約定をその終了日前に終了させるとともに、新たな清算約定を成立させることをいう。

(14) ~ (43) (略)

(削る)

(削る)

(44) 「破綻時証拠金」とは、第107条の2第1項に定める債務を担保する目的で清算参加者が当社に預託する金銭又は代用有価証券をいう

(45) 「破綻処理単位期間」とは、清算参加者について破綻等が認定された場合（当該認定の時点で既に破綻処理単位期間が開始している場合を除く。）における当該清算参加者に係る破綻認定日から30日を経過するまでの期間（当該期間中に他の清算参加者について破綻等が認定された場合には、当該期間は、当該他の清算参加者に係る破綻認定日から30日を経過するまでの期間に延長されるものとし、延長後の期間中に他の清算参加者について破綻等が認定された場合も同様とする。）をいう。

(46) ~ (49) (略)

(50) 削除

(6) ~ (13) (略)

(13)の2 「コンプレッション」とは、第53条の2の規定に基づき、当社が定める方法により、清算約定をその終了日前に終了させるとともに、新たな清算約定を成立させることをいう。

(14) ~ (43) (略)

(44) 「任意解約」とは、第53条の規定に基づき、清算約定及びその反対清算約定を、当社並びに当該清算約定及びその反対清算約定の当事者である清算参加者の間の合意をもって、その終了日前に終了させることをいう。

(45) 「任意解約手数料」とは、清算約定が任意解約された場合において、当該清算約定の当事者間で授受される、当該清算約定及びその反対清算約定の当事者である清算参加者の間であらかじめ合意された額の金銭をいう。

(45)の2 「破綻時証拠金」とは、第107条の2第1項に定める債務を担保する目的で清算参加者が当社に預託する金銭又は代用有価証券をいう。

(45)の3 「破綻処理単位期間」とは、清算参加者について破綻等が認定された場合（当該認定の時点で既に破綻処理単位期間が開始している場合を除く。）における当該清算参加者に係る破綻認定日から30日を経過するまでの期間（当該期間中に他の清算参加者について破綻等が認定された場合には、当該期間は、当該他の清算参加者に係る破綻認定日から30日を経過するまでの期間に延長されるものとし、延長後の期間中に他の清算参加者について破綻等が認定された場合も同様とする。）をいう。

(46) ~ (49) (略)

(50) 「反対清算約定」とは、ある清算参加者を当事者とする一の清算約定との関係において、当該清算約定の基となった適格CDS取引の相

<p>(51)～(53) (略)</p> <p>(53)の2 「変動証拠金等」とは、変動証拠金、変動証拠金に係る利息、<u>固定金額及び変動支払</u>をいう。</p> <p>(54)～(68) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(ポジション保有状況の改善指示)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 前項に規定するポジション保有状況の改善指示を受けた清算参加者は、当社がその都度指定する日までに、当該指示を受けた事由を解消することを目的として、<u>必要な措置</u>を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p><u>手方であった他の清算参加者と当社との間の清算約定であって、当該適格CDS取引を基とするもの(本業務方法書等の定めるところにより当社が清算約定を指定した場合には、当該指定に係る清算約定)をいう。</u></p> <p>(51)～(53) (略)</p> <p>(53)の2 「変動証拠金等」とは、変動証拠金、変動証拠金に係る利息、<u>固定金額、変動支払及び任意解約手数料</u>をいう。</p> <p>(54)～(68) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(ポジション保有状況の改善指示)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 前項に規定するポジション保有状況の改善指示を受けた清算参加者は、当社がその都度指定する日までに、当該指示を受けた事由を解消することを目的として、<u>当該清算参加者の清算約定の任意解約その他具体的な措置</u>を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(清算約定の任意解約)</p> <p><u>第53条 清算参加者は、清算約定について任意解約を行おうとする場合には、当社に対し、当社が定める方法によりその旨の申入れをするものとする。</u></p> <p><u>2 当社が、前項の規定により清算参加者から清算約定の任意解約の申入れを受けた場合において、当該清算約定の反対清算約定の当事者である他の清算参加者から、当該反対清算約定の任意解約の申入れ(当該清算約定の任意解約の申入れと、任意解約手数料の額、任意解約の実行日その他の条件を同一とするものに限る。)を受けたときは、当社、当該清算参加者及び当該他の清算参加者は、当該清算約定及び当該反対</u></p>
---	---

	<p><u>清算約定を任意解約する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定による申入れには、任意解約による清算約定の終了に伴う任意解約手数料の額を含まなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項に規定する任意解約における任意解約手数料の額は、同項に規定する清算参加者その他の清算参加者が合意し、前項の規定により通知を受けた額とする。</u></p> <p>5 <u>任意解約手数料の支払方である清算参加者は、当該任意解約手数料を、当社が第1項の規定による清算約定の任意解約の申入れ及び当該清算約定の反対清算約定の任意解約の申入れを受けた日の3営業日後の日の午前11時まで、当社に支払わなければならない。</u></p> <p>6 <u>当社は、任意解約手数料の支払方である場合には、当該任意解約手数料を、当社が第1項の規定による清算約定の任意解約の申入れ及び当該清算約定の反対清算約定の任意解約の申入れを受けた日の3営業日後の日の午後1時30分以降遅滞なく、当社が任意解約する清算約定の当事者である清算参加者に支払う。</u></p> <p>7 <u>前各項に規定するほか、清算約定の任意解約に必要な事項は、当社が定める。</u></p>
<p>(清算約定のコンプレッション)</p> <p>第53条 <u>清算参加者は、清算約定についてコンプレッションを行おうとする場合には、当社に対し、当社が定める方法によりその旨の申込みをするものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、前項の規定により清算参加者から清算約定のコンプレッションの申込みを受けた場合において、当該清算約定及びコンプレッションにより新たに成立する清算約定が当社の定める条件(以下「コンプレッション成立要件」という。)を満たすことを当社が定めるところにより確認するものとし、当該清算約定及びコン</u></p>	<p>(清算約定のコンプレッション)</p> <p>第53条の2 <u>清算参加者は、清算約定についてコンプレッションを行おうとする場合には、当社が定める方法によりその旨の申込みをするものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、前項の規定により清算参加者から清算約定のコンプレッションの申込みを受けた場合において、当該清算約定の反対清算約定の当事者である他の清算参加者から、当該反対清算約定のコンプレッションの申込みを受けたときは、当該清算約定及び当該反対清算約定並びにコンプレッションにより新たに成立する清算約定が当社の定める条件を</u></p>

<p><u>プレッションにより新たに成立する清算約定がコンプレッション成立要件を満たしているときは、当社が当該確認を行った時点をもって、当社及び当該清算参加者は、当該清算約定を終了させ、当該コンプレッションの申込みの内容に従い新たな清算約定を成立させる。</u></p>	<p><u>満たすこと（以下「コンプレッション成立要件」という。）を当社が定めるところにより確認するものとし、当社がコンプレッション成立要件の充足を確認できた場合には、当社が当該確認を行った時点をもって、当社、当該清算参加者及び当該他の清算参加者は、当該清算約定及び当該反対清算約定を終了させ、当該コンプレッションの申込みの内容に従い新たな清算約定を成立させる。</u></p>
<p>3 <u>前2項に規定するほか、清算約定のコンプレッションに必要な事項は、当社が定める。</u></p>	<p>3 <u>前各項に規定するほか、清算約定のコンプレッションに必要な事項は、当社が定める。</u></p>
<p><u>(清算約定のアドホック・コンプレッション)</u></p>	
<p>第53条の2 <u>清算参加者は、清算約定についてアド</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>ホック・コンプレッションを行おうとする場合には、当社に対し、当社が定める方法によりその旨の申込みをするものとする。</u></p>	
<p>2 <u>当社は、前項の規定により清算参加者から清算約定のアドホック・コンプレッションの申込みを受けた場合において、当該清算約定が当社の定める条件（以下「アドホック・コンプレッション成立要件」という。）を満たすことを当社が定めるところにより確認するものとし、当該清算約定がアドホック・コンプレッション成立要件を満たしているときは、当社が当該確認を行った時点をもって、当社及び当該清算参加者は、当該清算約定を終了させる。</u></p>	
<p>3 <u>前2項に規定するほか、清算約定のアドホック・コンプレッションに必要な事項は、当社が定める。</u></p>	
<p>(有価証券等清算取次ぎの委託)</p>	<p>(有価証券等清算取次ぎの委託)</p>
<p>第54条 (略)</p>	<p>第54条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。ただし、受託清算参加者が次条の規定により清算約定（委託分）を成立させた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>3 <u>前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。ただし、受託清算参加者が次条の規定により清算約定（委託分）を成立させた場合は、この限りでない。</u></p>

<p>(1) 第1項の通知が次のいずれかの条件を満たさない場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該通知に係る受託清算参加者が、新たな債務負担の全部又は一部の停止措置（当該通知に係る清算委託者の委託に基づき、当該清算委託者の計算で行う<u>清算約定（委託分）</u>をその停止の対象に含むものに限る。）を受けていないこと。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(1) 第1項の通知が次のいずれかの条件を満たさない場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該通知に係る受託清算参加者が、新たな債務負担の全部又は一部の停止措置（当該通知に係る清算委託者の委託に基づき、当該清算委託者の計算で行う<u>清算約定（委託）</u>をその停止の対象に含むものに限る。）を受けていないこと。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>(清算約定（委託分）に関する清算委託者の指図)</p> <p>第57条 清算委託者は、受託清算参加者に対して、本業務方法書等及び清算受託契約の定めるところにより、清算約定（委託分）に関する<u>コンプレッション又はアドホック・コンプレッションの申込み</u>その他の<u>事項に係る指図</u>を行うことができる。</p> <p>2 清算委託者は、受託清算参加者に対して<u>コンプレッション又はアドホック・コンプレッションの申込みの指図</u>をしようとする場合には、当社が定める方法により、その旨を当社に通知するものとする。</p> <p>3 受託清算参加者及び清算委託者は、前項の通知が当社に到達した場合には、その時点で、清算委託者が受託清算参加者に対し<u>コンプレッション又はアドホック・コンプレッションの申込みの指図</u>を行い、受託清算参加者が申込みを行ったものとみなされることについてあらかじめ同意する。</p>	<p>(清算約定（委託分）に関する清算委託者の指図)</p> <p>第57条 清算委託者は、受託清算参加者に対して、本業務方法書等及び清算受託契約の定めるところにより、清算約定（委託分）に関する<u>任意解約の申入れ</u>その他の指図を行うことができる。</p> <p>2 清算委託者は、受託清算参加者に対して<u>コンプレッションの申込みの指図</u>をしようとする場合には、当社が定める方法により、その旨を当社に通知するものとする。</p> <p>3 受託清算参加者及び清算委託者は、前項の通知が当社に到達した場合には、その時点で、清算委託者が受託清算参加者に対し<u>コンプレッションの申込みの指図</u>を行い、受託清算参加者が申込みを行ったものとみなされることについてあらかじめ同意する。</p>
<p>(変動証拠金の返還請求権)</p> <p>第79条 当社及び清算参加者は、本業務方法書等の定めるところにより授受を行う場合及び<u>清</u></p>	<p>(変動証拠金の返還請求権)</p> <p>第79条 当社及び清算参加者は、本業務方法書等の定めるところにより授受を行う場合及び<u>清</u></p>

算約定の期限前終了に伴い返還する場合を除くほか、相手方に対し、変動証拠金の返還を請求することができない。

(クレジットイベント通知等)

第83条 (略)

2 (略)

3 当社は、第81条の規定により2003年版清算約定及び参照組織（又はそのオブリゲーション）についてクレジットイベント（リストラクチャリングに限る。）を構成する事由の発生が決定された場合には、当該清算約定（清算参加者が既に当社に対し行ったクレジットイベント通知に係るものを除く。）の当事者であるすべての清算参加者に対し、クレジットイベント通知を行う。

4・5 (略)

(損失回避のための措置)

第94条 当社は、破綻処理清算約定の構成、規模、CDS取引の相場の状況その他の事由を勘案して必要と認める場合には、破綻処理清算約定の終了により、当社のポジションを再構築するまでに当社に生じ得る損失の全部又は一部を回避するため、破綻管理委員会の助言に基づき、当社が規則で定めるところによりCDS取引（以下「損失回避取引」という。）を行うことができる。

2 損失回避取引については、これを清算約定とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。この場合において、損失回避取引について必要な事項は当社がその都度定める。

(破綻処理入札の実施)

第96条 当社は、清算参加者の破綻等を認定した場合には、破綻処理清算約定の終了に伴う当

算約定の任意解約又は期限前終了に伴い返還する場合を除くほか、相手方に対し、変動証拠金の返還を請求することができない。

(クレジットイベント通知等)

第83条 (略)

2 (略)

3 当社は、第81条の規定によりある2003年版清算約定及び参照組織（又はそのオブリゲーション）についてクレジットイベント（リストラクチャリングに限る。）を構成する事由の発生が決定された場合において、清算参加者から清算約定に関するクレジットイベント通知を受領したときは、その反対清算約定の当事者である清算参加者に対し、遅滞なくクレジットイベント通知を行う。

4・5 (略)

(損失回避のための措置)

第94条 当社は、破綻処理清算約定の構成、規模、CDS取引の相場の状況その他の事由を勘案して必要と認める場合には、本節の定めによる破綻処理入札が実施されるまでに破綻処理清算約定の反対清算約定から当社に生じ得る損失の全部又は一部を回避するため、破綻管理委員会の助言に基づき、当社が規則で定めるところによりCDS取引（以下「損失回避取引」という。）を行うことができる。

2 損失回避取引については、これを清算約定とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。この場合において、反対清算約定の指定その他必要な事項は当社がその都度定める。

(破綻処理入札の実施)

第96条 当社は、清算参加者の破綻等を認定した場合には、破綻処理清算約定の終了に伴う当

<p>社のポジションを再構築するため、破綻処理清算約定（前条の規定により承継清算参加者に承継された清算約定（委託分）を除く。）の<u>終了</u>及び損失回避取引により当社に生じ得る損失の解消を目的とするCDS取引を一括して行うための入札（以下「破綻処理入札」という。）を実施することができる。</p>	<p>社のポジションを再構築するため、破綻処理清算約定（前条の規定により承継清算参加者に承継された清算約定（委託分）を除く。）の<u>反対清算約定</u>及び損失回避取引により当社に生じ得る損失の解消を目的とするCDS取引を一括して行うための入札（以下「破綻処理入札」という。）を実施することができる。</p>
<p>2～4 （略）</p>	<p>2～4 （略）</p>
<p>（入札対象取引の成立等）</p>	<p>（入札対象取引の成立等）</p>
<p>第100条 （略）</p>	<p>第100条 （略）</p>
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>
<p>（削る）</p>	<p>4 <u>当社は、第1項の規定により入札対象取引が</u></p>
	<p><u>成立した場合には、当社が規則で定めるところにより、当該入札対象取引の反対清算約定となる清算約定を指定する。この場合において、清算参加者は、当社が規則で定める手続を行うものとする。</u></p>
<p>4 <u>前2項に規定するほか、入札対象取引が成立</u></p>	<p>5 <u>前3項に規定するほか、入札対象取引が成立</u></p>
<p>した場合の手続については、当社が規則で定める。</p>	<p>した場合の手続については、当社が規則で定める。</p>
<p>（第四階層特別清算料による損失の補填）</p>	<p>（第四階層特別清算料による損失の補填）</p>
<p>第106条 破綻処理損失について、前条に定めるところによってもなお補填することができない損失がある場合には、破綻認定日における破綻清算参加者以外の清算参加者のうち、破綻認定日から当初損失確定日までのすべての清算約定（破綻認定日後に成立した清算約定及び<u>当初損失確定日までに終了した清算約定</u>を含む。以下同じ。）に係る変動証拠金等の受け取るべき額の総額が支払うべき額の総額を上回る者（以下本条において「第四階層特別清算料負担参加者」という。）は、当社が規則で定めるところにより、第四階層特別清算料を当社に支払う義務を負う。この場合において、当社は、第四階</p>	<p>第106条 破綻処理損失について、前条に定めるところによってもなお補填することができない損失がある場合には、破綻認定日における破綻清算参加者以外の清算参加者のうち、破綻認定日から当初損失確定日までのすべての清算約定（破綻認定日後に成立した清算約定及び<u>当初損失確定日までに任意解約その他の事由により終了した清算約定</u>を含む。以下同じ。）に係る変動証拠金等の受け取るべき額の総額が支払うべき額の総額を上回る者（以下本条において「第四階層特別清算料負担参加者」という。）は、当社が規則で定めるところにより、第四階層特別清算料を当社に支払う義務を負う。この場合</p>

層特別清算料負担参加者から支払いを受けた第四階層特別清算料をもって、当該損失を補填する。

- 2 前項の第四階層特別清算料の額は、破綻処理清算約定等に係る損失相当額（破綻認定日（当該破綻認定日に当社と破綻清算参加者との間で破綻処理清算約定に係る決済が終了している場合には、当該破綻認定日の翌当社営業日。以下本項について同じ。）から当初損失確定日までの各当社営業日において、破綻処理清算約定について当社が破綻清算参加者から受領できなかった変動証拠金等の総額及び第94条第2項の規定により清算約定とみなされた損失回避取引について当社が清算参加者に支払うべき変動証拠金等の総額から当社が当該清算参加者から受け取るべき変動証拠金等の総額を控除した額を合計した額が正数である場合の当該額をいう。）を、各第四階層特別清算料負担参加者に係る利益相当額（破綻認定日から当初損失確定日までの間に、各第四階層特別清算料負担参加者を当事者とするすべての清算約定に係る変動証拠金等の総受取額から総支払額を控除した額が正数である場合の当該額をいう。）で按分した額を上限として当社が規則で定める額とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成28年3月9日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日の前日までに当社が申入れを受けた任意解約（改正前の本規則第2条第1項第44号に規定する任意解約をいう。）の取扱いについては、なお従前の例による。

において、当社は、第四階層特別清算料負担参加者から支払いを受けた第四階層特別清算料をもって、当該損失を補填する。

- 2 前項の第四階層特別清算料の額は、破綻処理清算約定等に係る損失相当額（破綻認定日（当該破綻認定日に当社と破綻清算参加者との間で破綻処理清算約定に係る決済が終了している場合には、当該破綻認定日の翌当社営業日。以下本項について同じ。）から当初損失確定日までの各当社営業日において、破綻処理清算約定の反対清算約定及び第94条第2項の規定により清算約定とみなされた損失回避取引について、当社が清算参加者に支払うべき変動証拠金等の総額から当社が当該清算参加者から受け取るべき変動証拠金等の総額を控除した額が正数である場合の当該額をいう。）を、各第四階層特別清算料負担参加者に係る利益相当額（破綻認定日から当初損失確定日までの間に、各第四階層特別清算料負担参加者を当事者とするすべての清算約定に係る変動証拠金等の総受取額から総支払額を控除した額が正数である場合の当該額をいう。）で按分した額を上限として当社が規則で定める額とする。

CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(未解消清算約定の解消)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる両建て清算約定の解消は、清算参加者から CDS 清算資格の喪失申請を受けた場合において、当該清算参加者を当事者とする清算約定を対象として資格喪失時に行うものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(未解消清算約定の解消)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>2 未解消清算約定のうち前項第 1 号に掲げるものの解消は、次に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 当社は、清算参加者から CDS 清算資格の喪失申請を受けた場合には、当該清算参加者を当事者とする清算約定を対象として、当該清算参加者の資格喪失時に両建て清算約定の解消を行う。</p> <p>(2) 当社は、前号の規定による両建て清算約定の解消と同時に、当該両建て清算約定の解消により消滅した清算約定の反対清算約定に係る新たな反対清算約定を指定し又は一の反対清算約定を二以上に分割したうえで新たな反対清算約定を指定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(清算約定の任意解約の申入れの方法等)</p> <p>第 38 条 業務方法書第 53 条第 1 項に規定する当社が定める方法は、T I Wに当社が通知又は公示により指定する事項を記録させる方法とする。</p> <p>2 業務方法書第 53 条第 1 項の規定による清算約定の任意解約の申入れ及び当該清算約定の反対清算約定の任意解約の申入れは、それぞれ当該任意解約の実行日（以下「任意解約実行日」という。）の前当社営業日午後 4 時までに行うものとし、双方の申入れに係る任意解約は、いずれも任意解約実行日の午後 4 時に成立するものとする。</p> <p>3 当社及び清算参加者は、次項の場合を除き、</p>

	<p>当社が業務方法書第53条第1項の規定による清算約定の任意解約の申入れ及び当該清算約定の反対清算約定の任意解約の申入れを受けた日の3営業日後の日において、任意解約に係る任意解約手数料の授受を行う。この場合において、任意解約実行日が任意解約に係る清算約定の固定金利支払人支払日である場合には、当社及び清算参加者は、任意解約実行日（休業日に当たる場合にはその翌営業日）において、固定金額の授受を行う。</p> <p>4 清算参加者が当社に清算約定の任意解約の申入れをした場合において、任意解約実行日の前当社営業日の午後4時まで、当該清算約定の反対清算約定の当事者である他の清算参加者から当該反対清算約定について任意解約の申入れがされなかった場合には、当該任意解約の申入れは当然に効力を失うものとする。</p>
<p>(清算約定のコンプレッションの申込みの方法等)</p>	<p>(清算約定のコンプレッションの申込み)</p>
<p>第38条 業務方法書第53条第1項に規定する当社が定める方法は、当社が通知又は公示により定める方法とする。</p>	<p>第38条の2 業務方法書第53条の2第1項に規定する当社が定める方法は、当社が通知又は公示により定める方法とする。</p>
<p>2 業務方法書第53条第2項に規定する当社が定める条件は、次に定めるとおりとする。</p>	<p>2 業務方法書第53条の2第2項に規定する当社が定める条件は、次に定めるとおりとする。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>3 当社は、業務方法書第53条第2項の規定によるコンプレッション成立要件の<u>充足の確認</u>を当該申込みが行われた日の翌当社営業日の午後1時の時限までに行うものとする。</p>	<p>3 当社は、業務方法書第53条の2第2項の規定によるコンプレッション成立要件の確認を当該申込みが行われた日の翌当社営業日の午後1時までに行うものとする。</p>
<p>4 前項の規定にかかわらず、当社が必要と認める場合には、同項に規定する時限を臨時に変更することができる。この場合において、当社は臨時に時限を変更する旨及び変更後の時限を、当該時限の変更に係るコンプレッションの申込みを行った清算参加者に対して通知する。</p>	<p>(新設)</p>

(清算約定のアドホック・コンプレッションの申込みの方法等)	
第38条の2 業務方法書第53条の2第1項に規定する当社が定める方法は、当社が通知又は公示により定める方法とする。	(新設)
2 業務方法書第53条の2第2項に規定する当社が定める条件は、次に定めるとおりとする。	
(1) アドホック・コンプレッションの申込みに係る清算約定の銘柄及び当社が通知又は公示により定める条件が、アドホック・コンプレッションの申込みが行われた他の清算約定のいずれかと合致しており、かつ、当該申込みに係る清算約定及び当該他の清算約定のいずれかとの組合せに両建て清算約定があること。	
(2) アドホック・コンプレッションの申込みにより終了する清算約定に係る当社が通知又は公示により指定する事項がT I Wに記録されていること。	
3 当社は、業務方法書第53条の2第2項の規定によるアドホック・コンプレッション成立要件の充足の確認を当該申込みが行われた日の翌当社営業日の午後5時の時限までに行うものとする。	
4 前項の規定にかかわらず、当社が必要と認める場合には、同項に規定する時限を臨時に変更することができる。この場合において、当社は臨時に時限を変更する旨及び変更後の時限を、当該時限の変更に係るアドホック・コンプレッションの申込みを行った清算参加者に対して通知する。	
(清算約定(委託分)に関するコンプレッション又はアドホック・コンプレッションの申込み)	(清算約定(委託分)に関するコンプレッションの申込み)
第43条の2 (略)	第43条の2 (略)
(資金決済の方法)	(資金決済の方法)
第52条 業務方法書第80条第1項に規定する当社が定める金銭の授受は、次に掲げる金銭の	第52条 業務方法書第80条第1項に規定する当社が定める金銭の授受は、次に掲げる金銭の

<p>授受とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>授受とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>任意解約手数料</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、平成28年3月9日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日の前日までに当社が申入れを受けた任意解約（改正前の本規則第38条に規定する任意解約をいう。）の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	
<p>様式第3号 清算受託契約の様式</p>	<p>様式第3号 清算受託契約の様式</p>
<p>CDS 清算受託契約書</p>	
<p>(委託清算約定に関する乙の指図)</p>	
<p>第7条 乙は、甲に対して、本契約及び業務方法書等の定めるところにより、委託清算約定に関する <u>コンプレッション又はアドホック・コンプレッションの申込み</u> その他の事項に係る指図を行うことができる。</p>	<p>第7条 乙は、甲に対して、本契約及び業務方法書等の定めるところにより、委託清算約定に関する <u>任意解約の申入れ</u> その他の事項に係る指図を行うことができる。</p>
<p>第4章 委託清算約定の<u>コンプレッション及びアドホック・コンプレッション</u></p>	<p>第4章 委託清算約定の<u>任意解約及びコンプレッション</u></p>
<p>(任意解約の申入れの指図)</p>	
<p>(削る)</p>	<p>第24条 <u>乙は、クリアリング機構に対して委託</u></p>

	<p>清算約定の任意解約の申入れを行うよう甲に指図することができる。</p> <p>2 乙は、前項の規定による指図をする場合には、あらかじめ、委託清算約定の反対清算約定の当事者である清算参加者（当該反対清算約定が清算委託者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものである場合には、当該清算委託者）との間で、当該清算参加者がクリアリング機構に対して当該反対清算約定の任意解約の申入れを行うこと（当該反対清算約定が清算委託者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものである場合には、当該清算委託者が当該反対清算約定の任意解約の申入れを行うよう当該清算参加者に指図すること）及び任意解約による清算約定の終了に伴う任意解約手数料の額について合意するものとし、あらかじめ又は当該指図と同時に、当該任意解約手数料の額を甲に通知するものとする。</p> <p>3 甲は、乙から第1項の指図があった場合には、業務方法書等の定めるところにより、当該指図に係る委託清算約定について、クリアリング機構に対する任意解約の申入れを行うものとする。</p>
<p>(コンプレッション又はアドホック・コンプレッションの申込み)</p>	<p>(コンプレッションの申込み)</p>
<p>第24条 乙は、甲に対してコンプレッション又はアドホック・コンプレッションの申込みの指図をしようとする場合には、業務方法書等の定めるところにより、その旨をクリアリング機構に通知するものとする。</p> <p>2 甲及び乙は、前項の通知がクリアリング機構に到達した場合には、業務方法書等の定めるところにより、乙が甲に対しコンプレッション又はアドホック・コンプレッションの申込みの指図を行い、甲が申込みを行ったものとみなされることについて本</p>	<p>第24条の2 乙は、甲に対してコンプレッションの申込みの指図をしようとする場合には、業務方法書等の定めるところにより、その旨をクリアリング機構に通知するものとする。</p> <p>2 甲及び乙は、前項の通知がクリアリング機構に到達した場合には、業務方法書等の定めるところにより、乙が甲に対しコンプレッションの申込みの指図を行い、甲が申込みを行ったものとみなされることについて本契約をもってあらかじめ同意する。</p>

契約をもってあらかじめ同意する。	
(削る)	(委託清算約定の終了に伴う本清算委託取引の決
	済)
	<u>第25条</u> 甲及び乙は、前条の規定による任意解
	約により委託清算約定が終了した場合には、当
	該委託清算約定に係る本清算委託取引の決済を
	行う。
	2 乙は、前項の委託清算約定の終了に伴い、甲
	が任意解約手数料又は変動証拠金をクリアリン
	グ機構に交付すべき場合には、当該任意解約手
	数料又は変動証拠金に相当する金銭を、クリア
	リング機構への交付時限までの甲が定める時限
	までに、甲が定める方法により甲に交付する。
	3 甲は、第1項の委託清算約定の終了に伴い、
	クリアリング機構から任意解約手数料又は変動
	証拠金を受領した場合には、当該任意解約手
	数料又は変動証拠金に相当する金銭を、甲乙間で
	合意する時期までに（甲乙間で合意がない場合
	には、速やかに）、甲乙間で合意する方法によ
	り乙に交付する。
(コンプレッション又はアドホック・コンプレッショ	(任意解約又はコンプレッションによる本清算委
ンによる本清算委託取引の終了)	託取引の終了)
<u>第25条</u> コンプレッション又はアドホック・コンプ	<u>第25条の2</u> 任意解約又はコンプレッションに
レッションにより委託清算約定が終了した場合に	より委託清算約定が終了した場合には、当該委
は、当該委託清算約定に係る本清算委託取引も当然	託清算約定に係る本清算委託取引も当然に終了
に終了するものとする。この場合において、当該本清	算委託取引に関し、甲乙間に未決済の金銭があ
算委託取引に関し、甲乙間に未決済の金銭がある	る場合には、甲及び乙は、速やかに当該金銭の
場合には、甲及び乙は、速やかに当該金銭の授受を	授受を行うものとする。
行うものとする。	
(コンプレッションによる本清算委託取引の成	(コンプレッションによる本清算委託取引の成
立)	立)
<u>第25条の2</u> コンプレッションにより甲とクリア	<u>第25条の3</u> コンプレッションにより甲とクリ
リング機構の間に新たな委託清算約定が成立した	アリング機構の間に新たな委託清算約定が成立

場合には、甲乙間において当該委託清算約定に係る本清算委託取引が同時に成立するものとする。

した場合には、甲乙間において当該委託清算約定に係る本清算委託取引が同時に成立するものとする。

CDS 清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 業務方法書第16条に規定する当社が定める手数料は、<u>清算手数料、コンプレッション手数料、アドホック・コンプレッション手数料、クレジットイベント決済手数料及びコラテラル手数料</u>とする。</p>	<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 業務方法書第16条に規定する当社が定める手数料は、<u>清算手数料、任意解約時清算手数料、コンプレッション手数料、クレジットイベント決済手数料及びコラテラル手数料</u>とする。</p> <p>(任意解約時清算手数料)</p>
<p>(削る)</p>	<p>第4条 <u>インデックスCDS取引に係る任意解約時清算手数料は、業務方法書第53条の規定により任意解約を行った清算約定ごとに500円とする。</u></p> <p>2 <u>シングルネームCDS取引に係る任意解約時清算手数料は、業務方法書第53条の規定により任意解約を行った清算約定ごとに3,000円とする。</u></p>
<p>(コンプレッション手数料)</p> <p>第4条 <u>コンプレッション手数料は、業務方法書第53条に規定するコンプレッションにより終了した清算約定の組合せごとに、当社を売り手とする清算約定の想定元本の総額又は当社を買い手とする清算約定の想定元本の総額のうち小さい方の額(双方同額の場合は当該額。)に2を乗じた額1億円あたり600円とする。</u></p>	<p>(コンプレッション手数料)</p> <p>第4条の2 <u>コンプレッション手数料は、業務方法書第53条の2に規定するコンプレッションにより終了した清算約定の組合せごとに、当社を売り手とする清算約定の想定元本の総額又は当社を買い手とする清算約定の想定元本の総額のうち小さい方の額(双方同額の場合は当該額。)に2を乗じた額</u> <u>に、当該額1億円あたり600円を乗じた額とする。</u></p>
<p>(アドホック・コンプレッション手数料)</p> <p>第4条の2 <u>アドホック・コンプレッション手数料は、業務方法書第53条の2に規定するアドホック・コンプレッションにより終了した清算約定の組合せごとに、当社を売り手とする清算約定の想定元本の総額及び当社を買い手とする清算約定の想定元本の総額を合計した額1億円あたり600円と</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>する。</u></p> <p>(手数料の支払時期等)</p> <p>第6条 清算参加者は、毎月分の清算手数料、<u>コンプレッション手数料、アドホック・コンプレッション手数料</u> 及びクレジットイベント決済手数料の合計額を、翌月20日(同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日)までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成28年3月9日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の日の前日までに当社が申入れを受けた任意解約に係る任意解約時清算手数料(改正前の本規則第4条に規定する任意解約時清算手数料をいう。)の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	<p>(手数料の支払時期等)</p> <p>第6条 清算参加者は、毎月分の清算手数料、<u>任意解約時清算手数料、コンプレッション手数料</u> 及びクレジットイベント決済手数料の合計額を、翌月20日(同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日)までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

C D S 清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(破綻処理清算約定の期限前終了手数料)</p> <p>第6条 業務方法書第92条の規定による破綻処理清算約定の強制解約に伴い、当社及び破綻清算参加者の間で授受すべき期限前終了手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 破綻処理入札に係る入札対象取引の全部が当社及び落札参加者との間で成立した場合</p> <p>次のaからdまでに掲げるものに係る差引累計額(当社の総支払額及び支払うべき額の合計額から総受取額及び受け取るべき額の合計額を控除した額をいう。以下本条において同じ。)が正数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について破綻清算参加者が当社に支払うべき期限前終了手数料の総額とし、差引累計額が負数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について当社が破綻清算参加者に支払うべき期限前終了手数料の総額とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 破綻認定日から破綻処理入札終了日までの間に、<u>当該破綻処理清算約定が強制解約されなかった場合に当社が破綻清算参加者との間で授受すべきであった固定金額、変動支払その他の金銭(変動証拠金及びcに掲げる金銭を除く。)</u>並びに損失回避取引について当社及び清算参加者の間で授受された固定金額、変動支払その他の金銭(変動証拠金及びcに掲げる金銭を除く。)</p> <p>c・d (略)</p> <p>(2) 破綻処理入札が実施された場合において、業務方法書第97条第1項の規定による協議に</p>	<p>(破綻処理清算約定の期限前終了手数料)</p> <p>第6条 業務方法書第92条の規定による破綻処理清算約定の強制解約に伴い、当社及び破綻清算参加者の間で授受すべき期限前終了手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 破綻処理入札に係る入札対象取引の全部が当社及び落札参加者との間で成立した場合</p> <p>次のaからdまでに掲げるものに係る差引累計額(当社の総支払額及び支払うべき額の合計額から総受取額及び受け取るべき額の合計額を控除した額をいう。以下本条において同じ。)が正数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について破綻清算参加者が当社に支払うべき期限前終了手数料の総額とし、差引累計額が負数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について当社が破綻清算参加者に支払うべき期限前終了手数料の総額とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 破綻認定日から破綻処理入札終了日までの間に、<u>破綻処理清算約定の反対清算約定及び損失回避取引について当社及び清算参加者の間で授受された固定金額、変動支払その他の金銭(変動証拠金及びcに掲げる金銭を除く。)</u></p> <p>c・d (略)</p> <p>(2) 破綻処理入札が実施された場合において、業務方法書第97条第1項の規定による協議に</p>

おける合意により、又は協議における合意が成立しないことにより、入札対象取引の全部又は一部が成立しなかったとき

次の a から d までに掲げるものに係る差引累計額が正数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について破綻清算参加者が当社に支払うべき期限前終了手数料の総額とし、差引累計額が負数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について当社が破綻清算参加者に支払うべき期限前終了手数料の総額とする。

a (略)

b 破綻認定日から破綻処理入札終了日までの間に、当該破綻処理清算約定が強制解約されなかった場合に当社が破綻清算参加者との間で授受すべきであった固定金額、変動支払その他の金銭（変動証拠金及び c に掲げる金銭を除く。）並びに損失回避取引について当社及び清算参加者の間で授受された固定金額、変動支払その他の金銭（変動証拠金及び c に掲げる金銭を除く。）

c・d (略)

(3) 破綻処理入札が実施されなかった場合

次の a から c までに掲げるものに係る差引累計額が正数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について破綻清算参加者が当社に支払うべき期限前終了手数料の総額とし、差引累計額が負数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について当社が破綻清算参加者に支払うべき期限前終了手数料の総額とする。

a 破綻認定日から当社が当該破綻処理清算約定に相当する CDS 取引を再構築するためにした損失回避取引の成立日（又はこれに相当する日の翌当社営業日）（複数存在する場合にはその最も遅い日。以下「再構築完了日」

おける合意により、又は協議における合意が成立しないことにより、入札対象取引の全部又は一部が成立しなかったとき

次の a から d までに掲げるものに係る差引累計額が正数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について破綻清算参加者が当社に支払うべき期限前終了手数料の総額とし、差引累計額が負数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について当社が破綻清算参加者に支払うべき期限前終了手数料の総額とする。

a (略)

b 破綻認定日から破綻処理入札終了日までの間に、破綻処理清算約定の反対清算約定及び損失回避取引について当社及び清算参加者の間で授受された固定金額、変動支払その他の金銭（変動証拠金及び c に掲げる金銭を除く。）

c・d (略)

(3) 破綻処理入札が実施されなかった場合

次の a から c までに掲げるものに係る差引累計額が正数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について破綻清算参加者が当社に支払うべき期限前終了手数料の総額とし、差引累計額が負数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について当社が破綻清算参加者に支払うべき期限前終了手数料の総額とする。

a 破綻認定日から当社が当該破綻処理清算約定に相当する CDS 取引を再構築するためにした損失回避取引の成立日又はこれに相当する日の翌当社営業日）（複数存在する場合にはその最も遅い日。以下「再構築完了日」

という。)までの間に、当該破綻処理清算約定が強制解約されなかった場合に当社が破綻清算参加者との間で授受すべきであった変動証拠金、固定金額、変動支払その他の金銭 (bに掲げる金銭を除く。)並びに損失回避取引について当社及び清算参加者の間で授受された変動証拠金、固定金額、変動支払その他の金銭 (bに掲げる金銭を除く。)

b・c (略)

2 (略)

(破綻処理入札に関する基本的事項)

第10条 当社は、破綻管理委員会の助言に基づき、次に定める要領により破綻処理入札を実施するものとする。

(1) 破綻処理清算約定 (次に掲げるものを除く。)に相当するCDS取引及び損失回避取引と反対のポジションを形成するCDS取引 (当社が売り手であるか又は買い手であるかの別を除くほか、損失回避取引とその内容を同一とするCDS取引をいう。)について、その銘柄ごとに、当社のポジションが売超となる場合 (当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額が、当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額を上回る場合をいう。)には、当社を売り手とし、その売超額 (当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額から当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額を控除した額をいう。)を想定元本とするCDS取引を入札対象取引とし、当社のポジションが買超となる場合 (当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額が、当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額を上回る場合をいう。)には、当社を買い手とし、その買超額 (当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額から当社

という。)までの間に、破綻処理清算約定の反対清算約定及び損失回避取引について当社及び清算参加者の間で授受された変動証拠金、固定金額、変動支払その他の金銭 (bに掲げる金銭を除く。)

b・c (略)

2 (略)

(破綻処理入札に関する基本的事項)

第10条 当社は、破綻管理委員会の助言に基づき、次に定める要領により破綻処理入札を実施するものとする。

(1) 破綻処理清算約定 (次に掲げるものを除く。)に相当するCDS取引及び損失回避取引の反対清算約定となるべきCDS取引 (当社が売り手であるか又は買い手であるかの別を除くほか、損失回避取引とその内容を同一とするCDS取引をいう。)について、その銘柄ごとに、当社のポジションが売超となる場合 (当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額が、当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額を上回る場合をいう。)には、当社を売り手とし、その売超額 (当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額から当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額を控除した額をいう。)を想定元本とするCDS取引を入札対象取引とし、当社のポジションが買超となる場合 (当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額が、当社が売り手であるCDS取引の想定元本の総額を上回る場合をいう。)には、当社を買い手とし、その買超額 (当社が買い手であるCDS取引の想定元本の総額から当社

が売り手であるCDS取引の想定元本の総額を控除した額をいう。)を想定元本とするCDS取引を入札対象取引とする。ただし、当社は、CDS取引の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、これと異なる入札対象取引を設定することができる。

a・b (略)

c 2003年版清算約定であって、かつ、破綻処理入札の実施までに業務方法書第81条の規定によりクレジットイベント(リストラクチャリングに限る。)の発生が決定された参照組織を対象とするもののうち、業務方法書第83条の規定により当社又は清算参加者がクレジットイベント通知を行ったもの

(2)・(3) (略)

(4) 第1号の規定にかかわらず、破綻処理清算約定と反対のポジションを形成するCDS取引又は損失回避取引の参照組織について、業務方法書第81条の規定によりクレジットイベントの発生が決定され、又は業務方法書第84条の規定により承継日等が決定された場合には、入札対象取引の内容もこれらの決定の内容に応じて調整されるものとする。

(5) (略)

2・3 (略)

(受託清算参加者の破綻処理入札の参加)

第18条 (略)

2 (略)

3 前項の場合、当社及び同項の受託清算参加者の間で成立する入札対象取引は同項の清算委託者の当該受託清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算約定(委託分)と、当該入札対象取引に係る当該受託清算

が売り手であるCDS取引の想定元本の総額を控除した額をいう。)を想定元本とするCDS取引を入札対象取引とする。ただし、当社は、CDS取引の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、これと異なる入札対象取引を設定することができる。

a・b (略)

c 2003年版清算約定であって、かつ、破綻処理入札の実施までに業務方法書第81条の規定によりクレジットイベント(リストラクチャリングに限る。)の発生が決定された参照組織を対象とするもののうち、その反対清算約定の当事者である清算参加者が業務方法書第83条の規定により当社にクレジットイベント通知を行ったもの

(2)・(3) (略)

(4) 第1号の規定にかかわらず、破綻処理清算約定の反対清算約定又は損失回避取引の参照組織について、業務方法書第81条の規定によりクレジットイベントの発生が決定され、又は業務方法書第84条の規定により承継日等が決定された場合には、入札対象取引の内容もこれらの決定の内容に応じて調整されるものとする。

(5) (略)

2・3 (略)

(受託清算参加者の破綻処理入札の参加)

第18条 (略)

2 (略)

3 前項の場合、当社及び同項の受託清算参加者の間で成立する入札対象取引は同項の清算委託者の当該受託清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算約定(委託分)と、当該入札対象取引に係る当該受託清算

<p>参加者と当該清算委託者の間の法律関係は本項の規定により<u>清算約定（委託分）</u>とみなされる当該入札対象取引に係る清算委託取引と、それぞれみなす。</p>	<p>参加者と当該清算委託者の間の法律関係は本項の規定により<u>清算約定（委託）</u>とみなされる当該入札対象取引に係る清算委託取引と、それぞれみなす。</p>
<p>（入札対象取引の成立に伴う落札時支払金額等の授受）</p>	<p>（入札対象取引の成立に伴う落札時支払金額等の授受）</p>
<p>第19条（略）</p>	<p>第19条（略）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>（削る）</p>	<p>3 <u>業務方法書第100条第4項に規定する反対</u></p>
<p>3 <u>業務方法書第100条第4項に規定する入札対象取引が成立した場合の手続は、The Warehouse Trust Company LLCの提供するTrade Information Warehouseへの必要事項の記録その他の当社がその都度定める手続とする。</u></p>	<p><u>清算約定となる清算約定の指定の方法は、当社がその都度定める。</u></p>
<p>（破綻処理損失から除くべき損失等）</p>	<p>4 <u>業務方法書第100条第4項に規定する当社が規則で定める手続は、The Warehouse Trust Company LLCの提供するTrade Information Warehouseへの必要事項の記録その他の当社がその都度定める手続とする。</u></p>
<p>第24条（略）</p>	<p>（破綻処理損失から除くべき損失等）</p>
<p>2 業務方法書第104条第1項に規定する当社が規則で定める当社に生じたその他の損失は、業務方法書第98条第1項の規定によりすべての清算約定が終了した場合において、次に掲げるものに係る差引累計額（当社の総支払額から総受取額を控除した額をいう。）が正数となるときにおける当該差引累計額の絶対値に相当する額に対応する当社の損失とする。</p>	<p>第24条（略）</p>
<p>（1） 第一破綻処理入札実施日の翌日から当初損失確定日までの間に、破綻処理清算約定について<u>当社及び破綻清算参加者の間で授受されるべき変動証拠金、固定金額、変動支払その他の金銭に係る当社の総受取額から総支払額を控除した額（第2号に掲げる金銭を除</u></p>	<p>2 業務方法書第104条第1項に規定する当社が規則で定める当社に生じたその他の損失は、業務方法書第98条第1項の規定によりすべての清算約定が終了した場合において、次に掲げるものに係る差引累計額（当社の総支払額から総受取額を控除した額をいう。）が正数となるときにおける当該差引累計額の絶対値に相当する額に対応する当社の損失とする。</p>
<p><u>く）</u></p>	<p>（1） 第一破綻処理入札実施日の翌日から当初損失確定日までの間に、破綻処理清算約定の<u>反対清算約定及び損失回避取引について当社及び清算参加者の間で授受されるべき変動証拠金、固定金額、変動支払その他の金銭（第2号に掲げる金銭を除く。）</u></p>

く。)並びに損失回避取引について当社及び清算参加者の間で授受されるべき変動証拠金、固定金額、変動支払その他の金銭(第2号に掲げる金銭を除く。)

(2) (略)

3～6 (略)

(第三階層特別清算料担保金の預託義務)

第29条 清算参加者は、他の清算参加者について破綻等が認定された場合には、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日時までに、当該各号に定める金額(ただし、各清算参加者が第三階層特別清算料担保金として当社に預託すべき金額の累計額は、同一の破綻処理単位期間につき、当該各清算参加者の当該破綻処理単位期間の開始日の前当社営業日におけるCDS清算基金所要額を上限とする。)を、第三階層特別清算料担保金として当社に預託しなければならない。

(1) 破綻処理清算約定等に係る損失相当額(破綻処理清算約定について破綻認定日(破綻清算参加者が当該破綻処理清算約定に関して当該破綻認定日に履行すべき債務の履行を完了している場合は、当該破綻認定日の翌当社営業日。以下本号において同じ。)以降の各当社営業日において当社が当該破綻清算参加者から受け取るべき変動証拠金等の総額から当社が当該破綻清算参加者に支払うべき変動証拠金等の総額を控除した額及び業務方法書第94条第2項の規定により清算約定とみなされた損失回避取引について破綻認定日以降の各当社営業日において当社が清算参加者に支払うべき変動証拠金等の総額から当社が当該清算参加者から受け取るべき変動証拠金等の総額を控除した額を合計した額が正数である場合の当該額をいう。以下同じ。)が、

(2) (略)

3～6 (略)

(第三階層特別清算料担保金の預託義務)

第29条 清算参加者は、他の清算参加者について破綻等が認定された場合には、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日時までに、当該各号に定める金額(ただし、各清算参加者が第三階層特別清算料担保金として当社に預託すべき金額の累計額は、同一の破綻処理単位期間につき、当該各清算参加者の当該破綻処理単位期間の開始日の前当社営業日におけるCDS清算基金所要額を上限とする。)を、第三階層特別清算料担保金として当社に預託しなければならない。

(1) 破綻処理清算約定等に係る損失相当額(破綻処理清算約定の反対清算約定及び業務方法書第94条第2項の規定により清算約定とみなされた損失回避取引について、破綻認定日(破綻清算参加者が破綻処理清算約定について当該破綻認定日に履行すべき債務の履行を完了している場合は、当該破綻認定日の翌当社営業日)以降の各当社営業日において当社が清算参加者に支払うべき変動証拠金等の総額から当社が当該清算参加者から受け取るべき変動証拠金等の総額を控除した額が正数である場合の当該額をいう。以下同じ。)が、固定的損失補填財源の合計額を超過している場合において、その超過額のうち当該各清算参加者が第三階層特別清算料として負担することとなる額が、当該各清算参加者が当社に現に預託している清算約定(自己分)に

固定的損失補填財源の合計額を超過している
 場合において、その超過額のうち当該各清算
 参加者が第三階層特別清算料として負担する
 こととなる額が、当該各清算参加者が当社に
 現に預託している清算約定（自己分）に係る
 当初証拠金及び破綻時証拠金の合計額を超過
 したとき

a・b (略)

(2)～(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成28年3月9日から施行す
 る。

係る当初証拠金及び破綻時証拠金の合計額を
 超過したとき

a・b (略)

(2)～(4) (略)